

昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件

○厚生労働省告示第百十三号

昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信